

○ 市民農園施設設置条例施行規則

平成 21 年 9 月 18 日規則第 9 号

(趣旨)

第1条 この規則は、市民農園施設設置条例(平成 21 年阿南町条例第 19 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可の申請等)

第2条 条例第 5 条第 1 項前段の規定による市民農園施設の使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書(以下「許可申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

- (1) 新規の申請 市民農園施設使用許可申請書(様式第 1 号)
- (2) 更新の申請 市民農園施設使用期間更新許可申請書(様式第 2 号)

(許可申請書の受付等)

第3条 町長は、募集期間を定めて、許可申請書を受け付けるものとする。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- 2 町長は、前項の規定により募集期間を定めて許可申請書を受け付けるときは、あらかじめ募集に係るラウベ付き農園の区画の数、使用料、募集期間、選考方法その他の必要な事項を町のホームページへの掲載その他の適宜の方法により周知するものとする。
- 3 町長は、許可申請書について審査を行い、前項の選考方法等に従い、市民農園施設を使用する者を決定するものとする。

(使用の許可等)

第4条 町長は、使用許可をしたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める許可書(以下「使用許可書」という。)を交付するものとする。

- (1) 新規の許可 市民農園施設使用許可書(様式第 3 号)
- (2) 更新の許可 市民農園施設使用期間更新許可書(様式第 4 号)

- 2 町長又は町長の指定した者は、市民農園施設の管理上必要があると認めるときは、使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)に、官公署の発行した免許書、許可書又は身分証明書の提示を求めることができる。

(使用許可の変更の申請等)

第5条 使用者が、条例第 5 条第 1 項後段の規定による変更の許可(以下「変更許可」という。)を受けようとするときは、市民農園施設使用許可変更申請書(様式第 5 号。以下「変更申請書」という。)に使用許可書を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、変更許可をしたときは、市民農園施設使用許可変更許可書(様式第 6 号。以下「変更許可書」という。)を交付するものとする。
- 3 前条第 2 項の規定は、変更許可を受けた者の変更許可後の市民農園施設の使用について準用する。

(使用の中止の届出)

第6条 使用者は、条例第7条の規定による市民農園施設の使用の中止の届出をするときは、市民農園施設使用中止届(様式第7号。以下「使用中止届」という。)に使用許可書を添えて、町長に提出しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第7条 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除(以下「使用料の減額又は免除」という。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次条第1項第1号から第4号までに掲げる場合において、当該使用料が納付されていないとき 同項第1号から第4号までに定める額

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき 町長がその都度定める額

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、市民農園施設使用料減額(免除)申請書(様式第8号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 町長は、使用料の減額又は免除を承認したときは、市民農園施設使用料減額(免除)通知書(様式第9号)を交付するものとする。

(使用料の還付)

第8条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付(以下「使用料の還付」という。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することのできない事由により市民農園施設を使用することができなくなった場合 使用料のうち使用することができなくなった月数分(当該還付事由の発生した月分を除く。)に相当する額

(2) 使用期間(条例第4条第1項の使用期間をいう。以下同じ。)の初日前30日までに、使用者から使用中止届の提出があったとき、使用料の100分の50に相当する額

(3) 使用期間の中途において、使用者から使用中止届の提出があったとき使用料のうち当該変更許可の日又は使用中止届の提出の日(これらの日において、当該使用者について費用の支払の義務、施設の原状回復の義務、損害賠償の義務等の条例の規定に基づく義務が履行されていない場合にあつては、その義務が履行された日)の属する月の翌月から使用期間の末日までが六月以上の場合、10万円

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき 町長がその都度定める額

2 使用料の還付を受けようとする者は、市民農園施設使用料還付申請書(様式第10号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 町長は、使用料の還付を承認したときは、市民農園施設使用料還付通知書(様式第11号)を交付するものとする。

(使用者が費用を負担する軽微な修繕)

第9条 条例第11条第1号の規則で定める軽微な修繕は、破損ガラス等の取替え、給水栓等の附帯設備の構造上重要でない部分の修繕その他町長が指定する修繕とする。

(市民農園施設における栽培の制限)

第10条 市民農園施設において栽培することができる作物は、使用期間(条例第4条第2項の規定による使用期間の更新をする場合にあつては、当該更新後の使用期間を含む。)内に収穫できる野菜又は草花とする。

(使用者の遵守事項)

第 11 条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の許可のない農園、施設、設備、器具等を使用しないこと。
- (2) 許可なくはり紙、物品の展示、物品の販売その他これらに類する行為をしないこと。
- (3) 爆発物の持込み等の危険を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 他人に危害を与え、又は迷惑となる動物等を飼育しないこと。
- (5) 施設、設備、器具等を損傷し、又は汚損するおそれがある行為をしないこと。
- (6) 火気の使用には特に注意すること。
- (7) 建築物及び工作物を設置しないこと。
- (8) 指定された場所以外の場所に自動車等を持ち入れ、又は駐車しないこと。
- (9) 管理者の指示に従うこと。

(補則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条(第 1 項第 2 号を除く。)、第 3 条、第 4 条(第 1 項第 2 号及び第 2 項を除く。)、第 5 条(第 3 項を除く。)、第 6 条、第 7 条、第 8 条(第 1 項第 4 号を除く。)、第 12 条及び様式(様式第 2 号及び様式第 4 号を除く。)の規定は、公布の日から施行する。